

役員等の報酬等支給基準

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人 垣生保育園（以下「法人」という。）の定款第 21 条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関して必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- 3 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- 4 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費、手数料その他の経費をいう。費用と報酬等とは、明確に区分されるものとする。

（報酬）

第3条 役員等は無報酬とする。

（費用）

第4条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

（支給方法）

第5条 費用は、その発生の都度、通貨で直接役員等に支給する。ただし、当該役員等の預金又は貯金の口座への振込みの方法により支給することができる。

（公表）

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 2 項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 10 日から施行する。